

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		重度障がい児支援手当受給資格の認定
根拠法令等及び条項		栃木市重度障がい児支援手当支給条例第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第2条、第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 1 市内に住所を有する保護者は、この条例の定めるところにより手当の支給を受けることができる。ただし、保護者、保護者の配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第6条から第8条までの規定による特別児童扶養手当の支給の制限を受ける額であるときは、その年の8月から翌年7月までは、手当の支給を受けることができない。 2 定義 ・この条例において「重度障がい児」とは、20歳未満の者(施設入所者を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において、障がいが重度と判定された者 (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)別表第5号に定める1級又は2級の障がいがあり、身体障害者手帳を所持する者 (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に規定する1級の障がいの状態にある者 ・この条例において「保護者」とは、重度障がい児の親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、現にその重度障がい児と同居し、生計を維持するものをいう。	